

資源循環いばらき

一般社団法人茨城県産業資源循環協会
〒310-0852 水戸市笠原町 978 番 25
茨城県開発公社ビル 4 階
TEL/029-301-7100 FAX/029-301-7103
<http://www.ibaraki-sanpaikyo.or.jp>

茨城海岸美化プロジェクトにおいて、
県内4海岸の清掃活動にあたりました。



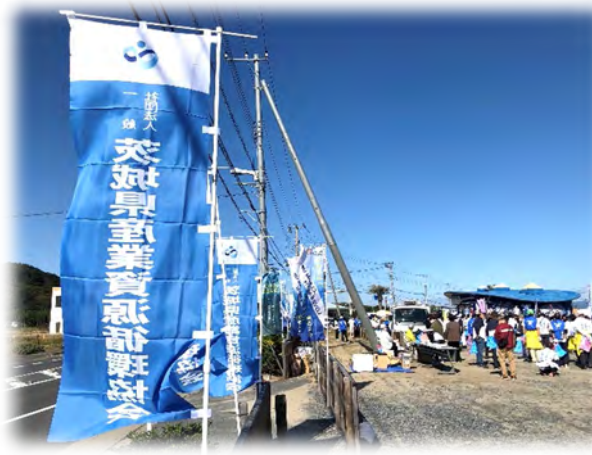
大洗町大洗サンビーチ



日立市伊師浜



鹿嶋市平井



ひたちなか市阿字ヶ浦

令和3年11月3日(水)、ロータリークラブ第 2820 地区主催の茨城海岸美化プロジェクトに、当協会が協力し、県内 4 海岸(日立市伊師浜、ひたちなか市阿字ヶ浦、大洗町大洗サンビーチ、鹿嶋市平井)で清掃作業や運搬・処分に従事。海岸の自然環境保全に寄与しました。

美化プロジェクト清掃作業の様子





協会ニュース

KYT研修会を開催

令和3年10月22日（金）に、茨城県開発公社ビル4階会議室において、協会員24名が参加し『KYT研修会』を開催いたしました。

中央労働災害防止協会より須田専門役、奥田専門役を講師に迎え、危険予知訓練（KYT）について実技指導をしていただきました。



職場に潜む危険要因とそれが引き起こす現象や作業の状況を描いたイラスト等を使い、それぞれのグループで話し合い、危険ポイントや重点実施項目を参加者全員で指差し呼称で確認し合いながら体験学習が進められました。

また、新型コロナウイルス感染予防対策として、検温、アルコール消毒、マスク、フェイスシールドを着用して実施いたしました。

転倒防止対策セミナーを開催

令和3年11月18日（木）に、茨城県開発公社ビル4階会議室において、協会員26名が参加し『転倒防止対策セミナー』を開催いたしました。

中央労働災害防止協会より飯田専門役を講師に迎え、転倒防止対策について指導をしていただきました。

身体機能の変化などにより、労働者の転倒等による労働災害が増えており、労働者が自



分の身体機能を自覚し、適切な運動による身体機能の維持に取り組むことが効果的な対策になります。厚生労働省がエイジフレンドリーガイドラインで推奨している「転倒等リスク評価セルフチェック票」を用いて、正しく安全な体力チェックの実施方法と、その結果を踏まえた転倒予防に効果的な運動の指導法を習得し、職場での対策につなげられる体験学習が進められました。

廃棄物処理施設等の更新及び交換の手続について、新たな取扱いが県から示されました

本年4月、環境省から都道府県等に対し、廃棄物処理施設等の更新及び交換に関する許可手続について、国の新たな解釈が通知されました。

国の通知を受け、11月15日付けで、県から当協会に対し、廃棄物処理施設及び事前審査要領に係る県の取扱いが通知されたところです。県通知では、法施設のほか条例施設についても、環境省の解釈のとおり取り扱うことが示されています。

これにより、同一でない廃棄物処理施設に更新する場合、従来であれば、すべて許可申請が必要でしたが、後継施設の場合、同型ではあるものの部品が異なる施設の場合、同一ではないが環境負荷の軽減が可能な施設の場合などで、軽微な変更該当する場合には、許可申請ではなく届出で足りることになりました。必要となる手続については、個別の判断となりますので、廃棄物処理施設の更新及び交換を計画する場合には、事前に県への相談をお願いいたします。

廃規第 1439 号
令和3年11月15日

一般社団法人茨城県産業資源循環協会会長殿

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課長

廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）

本県の廃棄物行政の推進については、日頃より御尽力いただいているところである。

さて、従来、廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続については、茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成19年茨城県条例第17号。以下「条例」という。）及び廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査要領（平成10年茨城県告示第751-2号。以下「事前審査要領」という。）に基づき行っていたところだが、今般、令和3年4月5日付け環循適発第2104051号及び環循規発第2104051号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長通知「廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）」（以下「環境省通知」という。）により、廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続の留意事項が示された。

については、条例及び事前審査要領における取り扱いについても、下記事項に留意され、遺漏のないようにされたい。

記

- 1 廃棄物処理施設に係る取り扱いについて
一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設及び指定処理施設等（以下「廃棄物処理施設」という。）の更新及び交換に係る手続について、環境省通知における留意事項のとおり取り扱われるものであること。
- 2 事前審査要領における取り扱いについて
 - (1) 同一の廃棄物処理施設に更新する場合の手続（環境省通知第二関係）
事前審査要領3（1）の「処理施設を設置すること」に該当しないため、事前審査の対象外となる。
 - (2) 廃棄物処理施設の一部を同一のものに交換する場合の手続（環境省通知第三関係）
事前審査要領3（2）の「処理施設の主要な設備又は処理能力を変更すること」に該当しないため、事前審査の対象外となる。
 - (3) 同一ではない廃棄物処理施設に更新する場合の手続（環境省通知第四関係）
事前審査要領3（2）の「処理施設の主要な設備又は処理能力を変更すること」に該当するため、事前審査の対象となる。ただし、軽微な変更該当する場合には、同意の取得及び廃棄物処理施設調整会議（以下「調整会議」という。）は不要となる。
 - (4) 廃棄物処理施設の一部を同一でないものに交換する場合の手続（環境省通知第五関係）
事前審査要領3（2）の「処理施設の主要な設備又は処理能力を変更すること」に該当するため、事前審査の対象となる。ただし、軽微な変更該当する場合には、同意の取得及び調整会議は不要となる。
- 3 その他
必要となる手続については、個別に判断することとなるため、廃棄物処理施設の更新及び交換を計画する場合には、事前に県に相談されたい。

参考資料

廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（概要）

1 廃棄物処理施設に係る取り扱いについて

	今後	従来
第一 廃棄物処理施設の設置許可等について	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の許可施設を更新する場合、廃棄物処理施設を廃止し撤去したとしても、当該設置許可等までもが廃止されたとは解されない。 → 許可申請は不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の許可施設を更新する場合、許可申請が必要
第二 同一の廃棄物処理施設に更新する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請は不要 ・ただし、使用前検査は必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請が必要
第三 廃棄物処理施設の一部を同一のものに交換する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請又は軽微変更届出は不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請が必要 ・ただし、軽微な変更に該当する場合は届出で足りる。
第四 同一ではない廃棄物処理施設に更新する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・後継施設の場合 ・同型ではあるものの部品が異なる施設の場合 ・同一ではないが環境負荷の低減が可能な施設の場合 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽微な変更に該当する場合は届出で足りる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請が必要
第五 廃棄物処理施設の一部を同一でないものに交換する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請が必要 ・ただし、軽微な変更に該当する場合は届出で足りる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請が必要 ・ただし、軽微な変更に該当する場合は届出で足りる。

2 事前審査要領における取り扱いについて

	今後	従来
第二 同一の廃棄物処理施設に更新する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「処理施設の主要な設備又は処理能力を変更すること」に該当しないため、事前審査の対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前審査の対象
第三 廃棄物処理施設の一部を同一のものに交換する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「処理施設の主要な設備又は処理能力を変更すること」に該当しないため、事前審査の対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前審査の対象 ・ただし、軽微な変更に該当する場合には、同意の取得及び調整会議は不要
第四 同一ではない廃棄物処理施設に更新する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「処理施設の主要な設備又は処理能力を変更すること」に該当するため、事前審査の対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前審査の対象
<ul style="list-style-type: none"> ・後継施設の場合 ・同型ではあるものの部品が異なる施設の場合 ・同一ではないが環境負荷の低減が可能な施設の場合 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前審査の対象 ・ただし、軽微な変更に該当する場合には、同意の取得及び調整会議は不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前審査の対象 ・ただし、軽微な変更に該当する場合には、同意の取得及び調整会議は不要
第五 廃棄物処理施設の一部を同一でないものに交換する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「処理施設の主要な設備又は処理能力を変更すること」に該当するため、事前審査の対象 ・ただし、軽微な変更に該当する場合には、同意の取得及び調整会議は不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前審査の対象 ・ただし、軽微な変更に該当する場合には、同意の取得及び調整会議は不要

※ 必要となる手続については、個別に判断することとなるため、**廃棄物処理施設の更新及び交換を計画する場合には、事前に県に相談されたい。**

世界最大規模のごみ拾いアプリケーション
不法投棄廃棄物の通報アプリ「PIRIKA（ピリカ）」



茨城県民の皆様へ

不法投棄のスマホでの通報にぜひご協力ください！！

茨城県では、県民の皆様のスマホなどのモバイル端末から、不法投棄された廃棄物の状況を、写真やコメントなどを添付・入力するだけで、簡単に投稿できるようにしました。投稿していただいた不法投棄に関する情報は、位置情報や写真などの情報も含めて、リアルタイムで県に情報が提供されます。



使用するアプリ：PIRIKA(ピリカ)
世界最大規模のごみ拾いアプリケーション。
地域の清掃活動の活性化に活用され、これまでに約80万人以上が参加、累計1.4億個以上のごみが回収されている。
ダウンロードはこちらから：<https://sns.pirika.org/>

＜実際のイメージ＞



通報の具体的な操作方法につきましては、[茨城県廃棄物規制課ホームページ\(不法投棄対策室\)](#)をご覧ください。



※県では、アプリはあくまで情報収集として活用しておりますので、通報に関するご返信は致しかねます。
また、場合によっては不法投棄の状況を確認させていただくため、ご連絡を差し上げる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

問合せ：茨城県廃棄物規制課 不法投棄対策室（029-301-3033）

『青年部会だより』

vol.4

茨城県産業資源循環協会青年部会の活動や魅力をお伝えしていきます。

【新入会員紹介】

我々青年部に新しい仲間が加わりました！コロナ禍で顔を合わせる事が非常に難しい時代ですので、青年部会だよりを通して新入会員を知っていただけたらと思います。

株式会社MKシステム 茨城県水戸市

主任技師 永田弘道 以下Q&A



Q、会社情報、現在の業務を教えてください。

A、令和元年6月から水戸市にて安定型最終処分場を運営しております。処分能力は埋立面積6,230㎡ 埋立容量41,779㎡です。

現在は現場管理職として日々現場作業をしつつ営業業務もしております。

Q、青年部に入会したきっかけは？

A、青年部会長である渡邊さんと入会以前から親交がありご紹介いただきました。また廃棄物業界に携わるようになってまだ日が浅く至らない点もあるので、青年部会に入会することが自分自身の成長に繋がると感じたからです。

Q、趣味や特技はありますか？

A、趣味はゴルフです。趣味といえるほど上手ではありませんが、ゴルフを通して様々な出会いがあり今後も続けていきたいです。特技は野球です。野球留学で高校進学するほど本気で取り組んできました。

Q、最後に茨城県産業資源循環協会のみなさまへメッセージをお願いします。

A、はじめまして。MKシステムの永田と申します。至らぬ点多々あるかと思いますが、みなさまとともにこの業界を盛り上げていければと思っております。お会いできる日を楽しみに日々精進して参りますので今後ともよろしく願いいたします。

青年部会継続事業のご紹介とご協力をお願い！！

【使用済み切手の寄付事業】

青年部会では、社会貢献活動の一環として、使用済み切手の寄付を行っています。切手の寄付事業にご協力いただける会員会社様は、下記へご連絡をお願い致します。有限会社榊原商店 常務取締役 榊原（0299-90-5383）までお問い合わせください。

締切期限2022年1月末



※切手のまわり5mm程度を残して切ってくださいようお願い致します。



日本切手



外国切手

※日本の切手と外国の切手は分けていただくようお願い致します。

～ 期待の若手紹介 ～

会社の期待の若手を紹介します！

①入社のかっけ、②趣味・特技、③主な仕事内容、④挑戦してみたい仕事、⑤最後にひとこと

【 株式会社河野銅鉄店 】

阿久津 達也 さん 36歳



- ① 先輩から勧められ、リサイクルに興味があったからです。
- ② オートバイでツーリングしてる時間が大好きです。
- ③ 主に廃棄物の収集運搬作業をしています。
- ④ 安全衛生責任者など社内外問わず信頼される業務をしてみたいです。
- ⑤ お客様に信頼されるよう挨拶など基本的なことから日々意識し取組み、信頼を得られる人材に成長したいです。



《 上司からのコメント 》 取締役営業統括 河野 鉄也 さん

阿久津君は入社してまだ1年ほどですが本当に真面目に業務に取り組んでいて、すでにお客様から信頼されており、私も助かっています。
本人はまだまだ満足していないでしょうから更なる飛躍を期待しております。

【 有限会社稲澤商店 】

鄭 倫安 さん 26歳



- ① 会社に貢献し、自分自身も成長したいと思ったからです。
- ② ランニングです。ランニングは色々な景色を見ることができるので好きです。
- ③ 中型トラックや大型トラックで、鉄・非鉄金属スクラップの回収や産業廃棄物の収集運搬をしています。
- ④ 運行管理者になりたいので、配車を勉強したいです。
- ⑤ 安全運転・安全作業に努め、仕事面においては色々なことに挑戦し、会社に貢献していきたいです。



《 上司からのコメント 》 総務部 部長 稲澤 賢人 さん

倫安君は、自分から積極的に仕事に取り組み、資格の取得にも積極的です。
そのためか、仕事を覚えるスピードがとても早いのでいつも驚かされます。
これからもその積極性を武器に成長し続けてください。

青年部会入会希望のかたは事務局(029-301-7100)までお願いいたします。

■ 入会条件・・・満45歳以下で業界の発展やイメージアップを望んでいるかた

協会からのお知らせ

1) 会員事業所の入・退会について

令和3年8月から令和3年12月31日までに、次の会員が入・退会の手続きをしておりますので宜しくお願い致します。

《 入会 》	【正会員】	・(株)鈴山 ・(株)MKシステム ・(有)石下衛生センター ・(有)生井土建 ・グリーン・エコ(株) ・(有)元クリーン
《 退会 》	【賛助会員】	・(株)中山産業 ・(有)イイヤマ

なお、協会ホームページでは、掲載を希望した会員のみ、検索システムに掲載しておりますので是非ご利用下さい。

2) 協会の動き

協会では実施・参加した事業を掲載しております。

8月	5日	正副会長会議 第4回理事会 行政との意見交換会	11月	3日	海岸美化プロジェクト
	26日	青年部関東ブロック幹事会		4日	地区別環境保全担当者研修会
				5日	茨城県環境行政の重点施策
9月	10日	青年部幹事会		10日	専門部会設置に係る意見交換会
	16日	研修厚生委員会		13日	県南支部不法投棄撤去事業
	22日	青年部関東ブロック幹事会		15日	総務企画委員会
	27日	処理施設の安全対策セミナー		17日	県北支部不法投棄撤去事業
	28日	県西支部不法投棄撤去事業		18日	転倒防止対策セミナー
	28~29日	防火・防災管理者講習会		25日	鹿行支部不法投棄撤去事業
				30日	更新許可・特責講習会試験
10月	6~7日	新規・更新許可講習会試験	12月	1日	更新許可・特責講習会試験
	14日	正副会長会議 第5回理事会		2日	正副会長会議 第6回理事会
	18日	関東地協事務責任者会議 関東地協建設廃棄物対策委員会		3日	産業廃棄物処理業者講習会
	11日	建設リサイクル推進協議会幹事会		8日	研修厚生委員会
	21日	青年部関東ブロック幹事会		10日	青年部関東ブロック幹事会
	22日	KYT研修会		11日	県西支部不法投棄撤去事業
				21日	青年部幹事会
				22日	鹿行支部研修会

協会ホームページお知らせ掲載内容(8月~12月)

詳しくは、協会ホームページをご覧ください。

- ・令和3年度安全衛生教育促進運動の実施に伴う協力をお願い
- ・2021年度「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の追加開催について
- ・非純正のダイソン掃除機用互換バッテリーの危険性について
- ・（低炭素関係）脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業（令和2年度六次公募及び令和3年度五次公募）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了について
- ・（低炭素関係）脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業（令和2年度五次公募及び令和3年度四次公募）について
- ・単回使用の医療機器の再製造等に係る取扱いについて

- ・令和3年度最終処分場維持管理技術研修会（オンライン）の開催について
- ・令和3年度産業廃棄物処理実務者研修会（後期）開催について
- ・茨城県非常事態宣言における要請について
- ・脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業について（令和2年度四次公募及び令和3年度三次公募）
- ・2021年度「医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の開催について
- ・「電子マニフェスト導入実務説明会（Web説明会）」の開催について
- ・「見える」安全活動コンクールの実施等について

協会からの情報提供に係る電子メールアドレスの登録について

当協会では、これまでFAXにより情報提供や照会を行ってきたところですが、FAX送信に加え新たに電子メールでの配信を並行して行っております。

つきましては、電子メール配信をご希望される場合は、下記内容をメールにてご連絡下さいますようお願い致します。

【協会 E-mail】 info@ibaraki-sanpaikyo.or.jp

また登録された情報は、メール配信サービスの運営のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

会員皆様のご理解とご協力を賜り、是非ご登録くださいますようお願い申し上げます。

- ・会社名
- ・担当者名
- ・電話番号
- ・メールアドレス（※可能な限り事業所内で共有できるアドレスをご記入ください。）

会費の預金口座自動振替のご案内

会費の納入につきまして、ご指定の預金口座から自動的に会費が引き落としされる「預金口座自動振替」にすると、支払いのわずらわしさがなく、支払日を気にしなくてすみ、たいへん便利です。

まだ、お申込み頂いていない会員の皆様で自動振替をご希望の方は、下記のとおり行っておりますのでご案内申し上げます。

1. 振替手数料は無料となります。
2. 口座振替は下記の6金融機関の中からご指定いただけます。

《ご利用になれる6金融機関》

○常陽銀行 ○筑波銀行 ○水戸信用金庫 ○結城信用金庫 ○茨城県信用組合
○茨城県信用農業協同組合連合会及び同連合会の会員農業協同組合（農協）

3. 口座振替は、一括と四半期毎になります。（*賛助会員は一括のみ）
一括の場合は、年度初め4月の引き落としとなります。
四半期毎は、4月・7月・10月・1月の年4回の引き落としとなります。
4. お申込みをご希望の方は、協会事務局までご連絡ください。必要書類を送付させていただきます。

賛助会員一覧

賛助会員（57社）

令和3年12月31日現在

(株) I N E	☎03-5957-7293
あいおいニッセイ同和損害保険㈱茨城支店水戸第二支社	☎029-224-2367
旭化成建材㈱境工場	☎0280-87-5232
アステラス製薬㈱つくば東光台事業場	☎029-847-8611
(株) A D E K A 鹿島工場	☎0299-97-3363
イーテラス㈱	☎03-5530-8167
(株)伊藤製鐵所 筑波工場	☎029-837-2111
(株)イバラキ	☎0296-44-0757
茨城県アスファルト合材協会	☎029-225-6244
(一社)茨城県環境管理協会	☎029-248-7431
(一社)茨城県経営者協会	☎029-221-5301
(一社)茨城県建設業協会	☎029-221-5126
茨城県再生資源事業協同組合	☎0296-77-5764
茨城セキスイハイム㈱	☎029-303-8103
エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル㈱	☎0299-84-3511
㈱エス・ディー・エス・バイオテックつくば研究所	☎029-847-0300
㈱MCエバテック つくば分析センター	☎029-886-3951
大橋行政書士事務所	☎029-306-8300
遅塚行政書士事務所	☎029-225-6685
花王㈱鹿島工場	☎0299-93-8311
鹿島石油㈱鹿島製油所	☎0299-97-3104
鹿島都市開発㈱	☎0299-92-3555
鹿島ポリマー㈱	☎0299-96-7261
(株)環境研究センター	☎029-839-5501
(株)環境総合研究所 北関東支社	☎029-303-7581
(株)関電工 茨城支店	☎029-387-2500
行政書士法人水戸総合事務所	☎029-251-3101
行政書士安事務所	☎029-226-0601
キューピー(株)五霞工場	☎0280-84-2596

(株)クレハ 生産本部樹脂加工事業所	☎0299-26-1181
郡司経営法務事務所	☎029-232-0778
(株)国際商事	☎03-5623-9167
コベルコ建機日本㈱茨城営業所	☎029-304-5501
(株)サンアップ	☎029-852-4490
(株)サンライフコーポレーション	☎0296-73-6691
J S R(株)鹿島工場	☎0299-96-2510
(株)J E M S	☎029-863-7215
(株)センチュリーホーム	☎029-254-2661
損害保険ジャパン㈱茨城支店日立支社	☎0294-23-3381
㈱大紀アルミニウム工業所 結城工場	☎0296-32-3311
ダイキン工業㈱鹿島製作所	☎0479-46-2441
高砂製紙㈱	☎0297-24-0611
高橋行政書士法人	☎0280-22-1008
(株)武井工業所	☎0299-24-5200
(株)中央環境行政事務所	☎029-305-5322
中央電力㈱	☎03-6277-8430
トーソー(株)つくば事業場	☎0297-52-2111
(株)トランス・アイ	☎03-6903-4577
日本製鉄㈱東日本製鉄所鹿島地区	☎0299-84-2912
日立建機㈱土浦工場	☎029-832-7275
(株)日立産業制御ソリューションズ	☎0294-53-6115
(株)日立製作所 日立事業所	☎0294-21-1111
三井化学東セロ㈱茨城工場	☎0280-92-1562
三菱ケミカル㈱茨城事業所	☎0299-96-1142
(有)ミワ総合設計	☎029-305-3222
矢口事務所	☎029-862-2730
ユニマテック㈱	☎0293-42-2161

一般社団法人 茨城県産業資源循環協会事務局

〒310-0852
 水戸市笠原町 978-25(茨城県開発公社ビル4F)
 【電話】029-301-7100【FAX】029-301-7103
 【E-mail】 info@ibaraki-sanpaikyo.or.jp
 【ホームページ】http://www.ibaraki-sanpaikyo.or.jp

